

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



学校訪問を終えて【指導室】

平成30年度の学校訪問は、合同訪問が55校、課題別訪問が55校（学力向上・生徒指導・特別支援教育）計110校。また、要請訪問もありました。要請訪問の内容は、道徳、外国語、生徒指導の他、校内授業研での講師、通年を通じた講師などでした。訪問に関する資料の準備や当日の対応等、とても丁寧でした。この場をお借りして、お礼申し上げます。指導室の重点目標の取組状況について、下記のとおり報告します。



(1) 確かな学力の育成（授業改善の推進）

- ① 対話を意識した授業展開が増えてきている。学びをより主体的なものにするために、学習の見直しをもたせ、振り返りを次時につなげる等、引き続き授業改善を図っていききたい。
- ② 「全国学力・学習状況調査」等の結果の分析は各学校で実施されている。全校（全学年・全教科）で、自校の課題を念頭に置き授業改善を行うことが学力向上の重要な鍵となる。また、分析の際は、誤答の多い問題に着目し、児童生徒の理解を確かなものとする指導法の工夫・改善が重要である。
- ③ 学習規律等を中学校区で統一し、効果を上げている取組が広がってきている。今後は、教科における連続性についても目を向ける必要がある。
- ④ 「家庭学習の手引き」をはじめ、県作成リーフレットの活用や家庭への呼びかけで効果を上げている学校もある。家庭学習に結びつくような授業や児童生徒の意欲につながる働きかけが大切である。

(2) いじめ及び不登校の未然防止の推進

- ① 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開、児童生徒への声かけなど温かな関わりが多く先生方の中で意識され、このことが「自分や仲間を大切に作る心」につながっていた。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の見直しが行われていた。今後は更にアンケート調査や教育相談を充実させ、組織的な対応を心がける必要がある。
- ③ 訪問相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の活用が充実しており、組織的な対応が見られた。今後も関係機関との連携を更に充実させたい。

(3) 特別支援教育を支える学校体制の推進

- ① 特別支援コーディネーターを複数指名している学校が増えている。また、校内委員会を定期的で開催し、必要に応じて関係機関等との連携を図っている学校が多い。
- ② 県・市作成の事例集や校内研修会を活用して「ユニバーサルデザインの視点による授業づくり、環境づくり」に全校体制で取り組んでいる学校が増えている。
- ③ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用に取り組んでいる学校が増えている。

(4) 「地域とともに歩む学校づくり」の推進

- ① 多くの学校で保護者や地域による学校支援活動、授業公開、学校評価の公表、1000か所ミニ集会等を通し、開かれた学校づくりが推進されていた。
- ② 多くの学校で家庭教育や家庭学習の県リーフレットや県ホームページを積極的に活用している。中学校区で連携して、家庭学習に取り組んでいる学校も多く見られた。

平成31年度採用内定者研修を実施しました！

～新規採用内定者へ 先輩からの熱いメッセージ～

【管理課】

平成31年2月13日から5日間にわたって、採用前研修会を行いました。小学校教諭242名、中学校教諭119名、特別支援学校教諭16名、養護教諭15名、事務職員10名、栄養職員5名の407名の31年度採用内定者を対象に、教職員としての心構えとこれからの準備について話をしました。

開講式では所長から、「上機嫌でいること」「夢をもつこと」「よき大人のモデルであること」「コミュニケーションを大切にすること」「言行一致」などのお話がありました。



管理課長・指導室長からも、新規採用者としての心構えや学級づくりについての話があり、採用内定者は、真剣な眼差しで話を聞いていました。

また5日間で先輩教職員18名を講師に招き、不安を解消するために様々なアドバイスをいただきました。グループごとの質問の時間には、採用内定者から具体的な質問が出され、先輩教職員は具体例を挙げながら丁寧に回答し、

「不安が解消された」「4月からの教員生活に向けて気が引き締まった」など、やる気に満ちた感想が多くありました。

4月からそれぞれの現場で新しい教員生活を迎えますが、明るく元気に活躍してくれることを期待したいと思います。

《先輩の声》

- * 悩みや不安は一人で抱え込まず、校長先生や教頭先生、そして先輩の先生方に相談するようにしてください。
- * 忙しい毎日ですが、土日はリフレッシュするようにしてください。子どもたちの前に笑顔で立てるためにONとOFFの切り替えが大事です。
- * 日々の授業は本当に大切です。教材研究も大切ですが、先輩方の授業を見せてもらったり、積極的に聞いたりして授業力を高めるようにしてください。
- * クラスの中には手のかかる子もいます。でもその子は「困らせている」のではなく、「困っている」のです。一人一人に細やかな目配り、気配り、心配りをしてください。



《内定者の声》

- * 4月から教壇に立つこととなり、不安に思うことばかりでしたが、話を聞く中で、どの先生方も同じように悩みながら子どもたちと向き合っていることを知り、少し安心しました。頑張っていきたいと思います。
- * 保護者との関係を作っていくためには、悪いことばかりでなく、良いことも報告をまめにする」という話がとてもヒントになりました。保護者にもきちんと向き合えるようにしていければと思います。
- * やりがいのある仕事だけれどもプライベートも大切にする。そんな先輩たちがキラキラ輝いて見えました。時間が無い中でも趣味や友人との時間を大切にして、修養につなげていきたいと思いました。
- * 事務職員さんの話を聞くことができました。仕事内容やどんな気持ちで取り組んでいるのかを知ることができたので、これからは積極的に関わって、うまく連携していきたいと思いました。

扶養親族の収入を確認しましょう！

(扶養手当)【総務課】

扶養親族がパートタイム等で、1年間(暦年)の収入が130万円以上となる場合は、原則として扶養親族として認定することができません。

毎年、130万円以上の収入があることが後から判明し、扶養手当の取消となるケースが多数発生しています。扶養手当は期末手当等にも影響していることから、戻入金額が多額になります。また、場合によっては税法上の扶養控除や健康保険上の扶養が取消になることもあり、所得税や住民税の追徴、医療費の返還も生じることがあります。

扶養手当が支給されている方は、今一度扶養親族の収入を確認するようにしましょう。

よくある質問(参考)

Q：年金は収入に入るの？

A：入ります。公的年金の他、個人年金も収入として扱いますので、注意してください。
(遺族年金や障害年金等の非課税年金についても、収入として取扱います)

Q：扶養親族の源泉徴収票をもってきたけど、どこで収入の確認をすればいいの？

A：源泉徴収票上の「支払金額」欄の金額で確認してください。アルバイトを複数やっていて、複数の源泉徴収票がある場合は、全ての額を合計した金額で確認してください。

Q：自営業の場合、収入の確認はどうすればいいの？

A：確定申告書や収支内訳書により、総収入金額を確認してください。総収入金額から扶養手当上認められる必要経費^(※)を除いた金額で確認するようにしてください。

※扶養手当上認められる必要経費

①農業所得

雇人費、小作料、賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、車検代、専従者控除

②営業所得

給料賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、売上原価

③不動産所得

給料賃金、地代家賃、損害保険料、修繕費、消耗品費

(不明な点は学校の事務担当者へお問い合わせください)